

重 要 事 項 説 明 書

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会医療法人 尚徳会
法人所在地	三重県 桑名市 さくらの丘 1 番地
法人種別	社会医療法人
代表者氏名	理事長 伊佐地 秀司
電話番号	0 5 9 4 - 4 1 - 4 7 8 1

2 ご利用事業所

施設の名称	ヨナハ介護老人保健施設 訪問リハビリテーション
施設の所在地	三重県 桑名市 大字大福 字雀塚4 7 1 番地2
施設長名	伊佐地 秀司
事業所番号	2 4 5 0 1 8 0 0 8 4
電話番号	0 5 9 4 - 2 4 - 0 4 7 8
FAX 番号	0 5 9 4 - 2 2 - 7 6 6 2

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	1. 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能維持・改善を図ることを目的とする。 2. 利用者の生活の場にお伺いし、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、日常生活の自立と家庭内さらには社会参加の向上を図ることを目的とする。
施設運営の方針	1. 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・改善を図るものとする。 2. 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・改善を図るものとする。

5 職員体制

職員配置計画(予定)		
職 種	人数	形態（専従・兼務と、常勤・非常勤の別 等）
理学療法士	1 名以上	常勤・兼務
作業療法士	1 名以上	常勤・兼務

6 サービス内容

種 類	内 容
提供日	月曜日～土曜日 *ただし、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）を除く
営業時間	9：00～16：40（訪問開始時間 9：00 最終 16：00）
事業実施地域	桑名市、朝日町、川越町
サービス計画	医師の指示のもと、利用者・ご家族の希望を取り入れ、理学療法士・作業療法士らリハビリテーション専門職の視点から総合的に判断し、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画を作成します。
医学的管理・看護	訪問時にバイタル（血圧・体温等）チェックを行います
機能活動・運動	個々の利用者の状態を把握し、身体機能の維持・改善に努めます。また必要に応じて生活環境の整備を行います。
相談援助	利用者及びご家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能なかぎり必要な援助を行います

*事業所のやむを得ない都合や担当者の病気等により、サービスの提供曜日を振り替えさせていただきます場合があります。その場合には、事前に利用者の理解を得るようにします。

利 用 日	月・火・水・木・金・土
利用時間	午前・午後 時 分～

7 緊急時の連絡

訪問リハビリテーションサービス申込書にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします。

8 利用料金（介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション）

① 基本料金

項 目	単 位	備 考
訪問リハビリテーション	308 単位/回	1 単位 20 分 基本的に 1 回 2 単位 40 分を予定
介護予防訪問リハビリテーション	298 単位/回	1 単位 20 分 基本的に 1 回 2 単位 40 分を予定 リハビリマネジメントを行う為、12 か月超える減算（30 単位）行わない。

*主治医の診療情報提供書をもとに、当事業所医師の診察なしでリハビリテーション指示書を作成し、サービスの提供を行う場合 50 単位減算となります。

*事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に対しサービスの提供を行った場合、10%減算となります。

*1 週間に 6 単位を限度とします

② 加算（該当する場合に加算されます）

介護予防訪問リハビリテーション

項 目	単 位	備 考
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位／日	退院(所)又は初回認定日から3ヶ月以内に週2日以上の集中的なリハビリを実施

訪問リハビリテーション

項 目	単 位	備 考
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位／日	退院(所)又は初回認定日から3ヶ月以内に週2日以上の集中的なリハビリを実施
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180 単位／月	定期的な評価と、必要に応じての助言を行う事 *医師が利用者または家族に説明を行い、同意を得た場合、上記に加え270単位の加算を実施
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213 単位／月	イに加え、計画書の内容に基づいたデータを、LIFEを用いて厚生労働省に報告を行う事 *医師が利用者または家族に説明を行い、同意を得た場合、上記に加え270単位の加算を実施

介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション共通

項 目	単 位	備 考
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6 単位／回	7年以上の勤続年数のある者を配置
介護職員等処遇改善加算		介護保険利用料の総額（1月あたり）の1.5% ※諸加算を含む。 介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための経過的取り扱いとして加算されます。
移行支援加算	17 単位／日	訪問リハビリテーションを実施し、利用者の社会参加を支援できた場合

*介護報酬1単位当たり、事業所の所在地である桑名市は10.33円です。上記参考金額は1割負担の場合となり、これらの金額は端数処理により若干異なる場合があります。

*事業実施地域外へ訪問リハビリテーションを行う場合、1kmあたり別途交通費として10円請求させていただきます。

③キャンセル規定

自己都合によりキャンセルされる場合はご利用予定前日までに当事業所までご連絡をお願いいたします。体調不良・急変時においては、当日利用時間の1時間前までにご連絡ください。無断キャンセルの場合、利用料の基本報酬相当のキャンセル料を実費請求させていただきます。

なお、無断のご利用中止が度重なる場合には、ご利用契約の解除を申し出る場合があります。

9 苦情申立窓口

当訪問リハビリテーションのサービスについて、ご不明点や疑問、苦情等がございましたら、担当者までお気軽にご相談ください。責任をもって調査、改善させていただきます。

当施設ご利用相談室	窓口担当者：相談員 ご利用時間：(月～金) 9：00～17：00 ご利用方法：電話0594-24-0478
-----------	---

公的機関においても、次の機関において苦情等の申し出ができます。

桑名市保健福祉部 介護高齢係	所在地：桑名市中央町2丁目37番地 電話番号：0594-24-1186 FAX番号：0594-24-3133
朝日町役場 保健福祉課 高齢者福祉係	所在地：三重郡朝日町大字小向893番地 電話番号：059-377-5651 FAX番号：059-377-5661
川越町役場 福祉課高齢者福祉係	所在地：三重郡川越町大字豊田一色280番地 電話番号：059-366-7116
三重県医療保健部 長寿介護課 居宅サービス班	所在地：津市広明町13番地 電話番号：059-224-2262 FAX番号：059-224-2919

10 協力医療機関

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 尚徳会 ヨナハ丘の上病院
院長名	須藤 啓広
所在地	三重県桑名市さくらの丘1番地
電話番号	0594-41-4781
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、他
入院設備	有

11 事故発生時の対応

事故発生時の対応	- 当法人は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者および関係各機関ならびにあなたの家族または身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 - 当法人は、サービスの提供によりあなたに賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、あなたの側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。
事故発生時の賠償について	当法人は、万一の事故の発生に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入しております。
担当窓口	相談員

1 2 サービスの実施不能時

天災時など	①訪問に際し危険を伴う恐れがある場合、サービスの実施を中止することがあります。この場合はサービスの中止を決定した時点で、利用者およびご家族に対してこの旨を連絡することとします。 ②訪問リハビリテーションのサービスを提供しているときに、利用者様の容態の急変が生じた場合は、速やかに主治医または家族に連絡を取り、必要な措置を講じます。
-------	--

1 3 高齢者虐待防止の推進

当事業所では、リスクマネジメント委員会と安全衛生委員会内にて高齢者虐待防止推進委員会を定期的に開催し、研修参加、勉強会を行います。また、見える化に準じ、担当者を明確にし周知徹底します。

（法律第百二十四号 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律参照）

1 4 災害や感染症への対応強化

当事業所では、感染症予防対策委員会の設置と定期的な委員会の開催と研修への参加を行う。また、感染症対策や災害への対応など、消防法にある避難訓練と同時に感染症蔓延、クラスター発生時のシミュレーションを定期的に行います。